

平成30年

7月農業委員会総会議事録

■日 時	2018年（平成30年）7月13日（金） 14：30～15：25	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（14名）</p> <p>（敬称略） （議席順）</p> <p>1 西辻 達佳    2 井阪 正明    3 大谷 康之    4 山千代重榮    5 高橋 一隆 6 小林 修    7 横田 武    8 久保 安治    9 福本 敏行    10 飯阪 保 11 辻畑 忠紹    12 辻井 正昭    13 辻林 孝幸    14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（0名）</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次    西川 秀士    谷上 昇    丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第2号 農地使用貸借権の解約通知確認について</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

#### ■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年7月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、出席者の報告について事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は14名でございます。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それと、あと議案書の訂正をお願いしたいんですけども、議案書の第2号議案、1番になります。ページ数が5ページでございます。</p> <p>譲渡人が土地所有者A様外1名という形になっておりますが、これも所有者2名おられますので、別紙、お配りさせていただいている正誤表のほうで、土地所有者A様と土地所有者B様に訂正のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>それと、あと地番のほうで、1177番が土地所有者A様、1178番が土地所有者B様でございます。おわび申し上げます。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行のほうよろしくをお願いいたします。</p>

会 長

それでは、議事録署名人につきまして、大谷委員さんと山千代委員さん、以上、署名人よろしく願いをいたします。

(両委員の承諾あり)

それでは、1ページをお開きください。

7月委員会議事日程に従って御審議を賜ります。議案第1号から第3号、報告第1号から第4号について御審議をいただきますので、よろしく願いをいたします。

2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、坪井町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、坪井町で、地目は、田1筆、面積は、492平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.5キロメートル、車で約5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従いますとのこと。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地はミカン栽培をしている農地であり、両者ともに意思確認をいたしました、譲受人は引き続きミカン栽培をする予定であり、申請どおり問題ないので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2に入りますが、これにつきましては西辻委員さんの御親族ということでございますので、すみません、退席をお願いいたします。

(西辻委員退席)

それでは、議案第1号、番号2、府中町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、府中町で、地目は、田1筆、面積は、466平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.5キロメートル、徒歩で約5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、付近農地に迷惑かけないように耕作しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は保全管理されている農地であり、譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意され、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしましたので、申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第1号、番号2については許可することといたします。

西辻委員さん、どうぞ入ってください。

(西辻委員入室)

議事を続けます。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件、賃貸借権設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、久井町で、地目は畑、面積は、合計4,650平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、借り人は産業廃棄物処分業を営む大栄環境株式会社であり、現在使用中の駐車場への給油所の新設及び事業拡大に伴い駐車場が不足するため、申請地を設定人と賃貸借契約を交わし露天駐車場に転用するものです。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果の報告をいたします。

貸し人の土地所有者A氏に確認したところ、申請地では以前果樹栽培をしていたが、現在はできていない状態であったとのこと、もうお一方の土地所有者B氏にも確認したところ、今現在も果樹を耕作していますが、副業のため、十分に管理ができていない状態であるとのこと、両者及び借り人ともに申請書の内容には間違いがないとのことであります。現地を確認したところ、周辺農地及び水路などへの影響はないと思われまので、調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

なお、この案件につきましては、転用面積が2,000平米を超える露天駐車場への転用でございますので、先月、特別審査委員会を開催させていただき、特別審査委員及び地区担当委員により現地確認を行っております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第2号、番号1については許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号、番号2、東阪本町の物件について、事務局の説明を求め

事務局 事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は、東阪本町で、地目は、畑、面積は、1,377平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は、露天資材置き場としての転用であり、譲受人は建設業を営んでおり、今現在使用している資材置き場を引き払うに当たり、新しく資材置き場を探していたところ、譲受人の代表者が居住している近隣であり、付近に住宅のない申請地を選定したところです。資材置き場には重機、トラック、砕石などを置く予定であります。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、今現在休耕地であり、転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められます、譲受人に確認したところ、転用目的は申請どおり間違いはなく、付近には住宅もなく、立地条件もいいことから選定したとのこと、また、譲渡人は、立地条件などから当該地で農業を続けていくことが難しいと思ひ、他の利用を模索していたところ、譲受人から今回の話があり、合意に至ったとのことです、調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第2号、番号2については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画4件を別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、2については、関連がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、1番、2番について、関連があることから、一括説明させていただきます。

物件は、東阪本町で、地目は、畑1筆、面積は、565平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

この案件は、地権者よりJAが借り上げ、耕作者へ貸し出す内容になっておりません。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、土壌改良用植物が植えつけされている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で作物を栽培する意思を確認いたしました、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号1、2については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号3、小野田町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の丸嶋でございます。

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件は小野田町で、地目は、田1筆、面積は、624平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

この案件は、経営面積と申請地の面積を合わせても2,000平米未満となりますが、大阪府の準農家制度により、下限面積が軽減されております。

続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、申請地は野菜栽培されている農地であり、貸し手に意思確認を行い、貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしました、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第3号、番号3については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号4、坪井町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸嶋でございます。

議案書7ページ、4番について説明させていただきます。

物件は、坪井町で、地目は、田3筆、畑1筆、面積は、合わせて2,709平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、休耕地で保全管理されている農地であり、いつでも畑地にできる状態です、貸し手は貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培することを確認いたしました、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第3号、番号4につきましては、このとおり決定することといたします。

続きまして、報告に入ります。

報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について別表のとおり確認するものとする。

9ページを御参照ください。

続きまして、報告第2号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認するものとする。

11ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理したので、報告する。

13ページを御参照ください。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転6件を専決により受理したので、報告する。



15、16ページを御参照ください。

以上で、議案に基づいた御審議につきましては、一応終了いたします。

続きまして、その他に入ります。

会長 14番 その他につきまして何か御意見ございませんか。どうぞ。

事務局 14番 平成30年度の活動計画のほうの中で、21ページですけれども、まず1番目の総農家数というのが1,107戸あるんですけれども、隣の農業就業者数が569人なんです。この辺、これは一体どないなってるねん。納得というか、理解ができないんですけれども、これはどうなっているのかということと、その隣で、基本構想水準到達者というのが16と出ているんですね。この辺、29年度は多分ゼロやったと思うんですけれども、とりあえずこの2件を先に答えていただけますか。

事務局 事務局、西川でございます。

1,107というのは総農家数ということで、農家戸数を記載しているものでして、農業就業者数というのは農業者の数ということで、569人ということで掲載させていただいておりますが、この数字につきましては農林業センサスに基づいた数字を記載せよというふうな形になってございまして、農林業センサスの数字をそのまま記載させていただいたものでございまして、ここの関係性についてはちょっと把握してございません。

14番 それ、そんな理屈、通らへんのと違うか。それやったら、もとのやつを調べて報告してください。これは、こんな書き方になっていないと思う。何ぼ数字を上げと言って……、センサスはでたらめかとなるやん。違いますかな。

事務局 この数字につきましては、また確認のほうさせていただいて、改めて御報告のほうさせていただきたいというふうに考えております。

14番 次のやつ。

事務局 2点目の基本構想水準到達者16名でございますが、これにつきましては、国版の認定農業者が上段で76名ということで記載のほうさせていただいておりますが、実際問題は、基本、農業経営改善計画において認定農業者の要件を満たしているけれども、実際には認定農業者になっていない方がこの基本構想水準到達者16名ということになってございます。普通は、認定農業者の場合、再認定というような形で認定を受けられるんですけれども、そのときに個人的に認定農業者にはならないというふうな形で辞退された方がこの16名やというふうに聞いてございます。

以上でございます。

14番 それやったら、29年度ゼロで上げてあるのは、それはどういう意味やな。29年度も出てやないかんからな。30年度に何でこれを上げてあるのかな。

事務局 申しわけございません。昨年、計画を上げるときに、ここの数字につきましては農林課のほうで確認している部分でございまして、昨年確認させていただいたときには、こういう方はいないということ、ゼロということさせていただいておったんですけれども、ことし確認したところ、16名おられるということで記載させていただいております。

1 4 番

これも、よう考えたら、理屈に合わへんのと違うの。もともと認定農業者は86人おって、86人以上になったときもあるやん。そういう人たちを考えたら、最低でも29年度はいてるはずやな、今の話を聞いていたら。それをゼロでおいておいて、30年度は、わかったから、16人上げたんや。これは、そやけど、そんな理屈はつけられるかな。つけられへんと思うで、その理屈は。農業センサスを見て勝手に書いたんかいということになるかもわからんけれども、これはやっぱりもうちょっと、これは数字を入れるだけの処置、考えて、そんなもの、おかしいんやったら、おかしいと。

普通、私は農業委員として、あなたに質問するつもりはないんやで。ここは会長に質問しているつもりなんやで。あんた答えているから、きょうは許してあげるけれどもな。こんな話、ならへんで。これ、でたらめやで。そのでたらめを何で出してくるかと思うんやな。たくさんあるけれども、まだきょうのが、この点について、しっかり次のときまでに理解できるように答弁書つくってください。

それと、ほかにもないわけじゃないんやけれども、この前、事務局のほうでちょっと苦労して、私が環境の13.7ヘクタールは違反物件やと言いましたね。その中で農業に関する分が9.7ヘクタールあると。その農業に関する中で、田んぼ、畑、農業委員に関係するものはどのぐらいあるんかということで調査してもらえないかと言ったけれども、その数字だけ上げていただけますか。

事務局

事務局、西川でございます。

国分町の農地造成の内訳でございます。2.1ヘクタールということで、第6期分につきましては違反転用というような形で、この分を計上させていただいております。

全体の盛り土面積が約9.2ヘクタール、第1期分の埋め立てが1万3,499平方メートル、これは地目は山林ばかりの分になってございますので、一時転用はございません。

第2期分が、平成18年7月14日に許可をいたしました。盛り土面積が1万3,804平方メートルのうち、一時転用許可を与えたものが1万3,267平方メートル、転用割合としまして96.1%。この分につきましては平成20年5月28日に一応完了してございます。

第3期分でございますが、盛り土面積が2万303平方メートル、うち一時転用面積が9,431平方メートル、転用割合は46.5%。この分は平成19年5月30日に許可を与え、平成20年5月28日に完了してございます。

第4期分でございますが、盛り土面積が1万9,072平方メートル、うち一時転用許可面積が9,435平方メートル、転用割合は49.5%。これは平成19年10月1日に許可を与え、同じ平成20年5月28日に完了してございます。

第5期分でございますが、盛り土面積が7,354平方メートル、転用許可面積は同じく7,354平方メートルでございます。これは平成20年3月13日に許可を与え、同じく平成20年5月28日、完了してございます。

2期から5期の分のつきましては、平成20年5月28日で一括で現地確認等を行いまして、完了、終わっているということになってございます。

6期分が、盛り土面積が1万8,877平方メートル、うち転用許可面積が2万626平方メートル。

トータル、盛り土面積が9万2,909平方メートルのうち、一時転用許可面積が6万113平方メートル、転用割合が全体で64.7%ということになってございます。

以上でございます。

14番

それだけ、だから、私が言うまでもなく、環境のほうでは、これが違反物件やと、違反をして盛り土をしているということになっているんだけれども、違反をして盛り土をしているということは、農業委員会は、公平公正の面から見ると、我々の地域のもので1件起こったら、それは違反やからと言って、名前を上げてやってるんやけど、これは違反物件ではないんですか。私は違反物件やと思うんやけれども、その点はどうなっているんですか。

事務局

事務局、西川でございます。

先月の委員会でその辺の御指摘をいただきまして、関係機関、関係人のほうから情報を収集いたしまして、また現地のほうも確認させていただいた結果ですが、現地のほうは、現在、違法盛り土の状態、ほとんどが営農されていないというふうな状況になってございます。

以上でございます。

14番

以上と言わんと、これはどうするんや、そうしたら。

事務局

事務局で確認させていただいた限りは、違法性があるものというふうに考えてございますが、最終的には農業委員会として御判断をいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

14番

今聞いてもらったとおりですけども、これは大きな違反物件やということであり、これを外すということは公平公正を欠くということになると、私そう思っているんですけども、その点、会長のほうでどういうお考えなのか、皆さんにお考えを示していただいて、どうするかを考えていただければ結構かと思うんです。

会長

貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

先般の会議のときに私も早とちりをいたしまして、私が農業委員会に入らせていただいたときの第7期の工事のほうのことについて印象に残っておりましたもので、その分で答弁させていただいたつもりでございましたが、改めて昨日、現地を見せていただきまして、このことについてどうするかということについて今御質問をいただいた中でございますが、大変広大な面積でございますし、事態も大きゅうございますので、とりあえず特別委員の皆さん方に現地を一緒に視察していただいて、その後で、どうしたらええのかというようなことをまず協議していただいて、次の委員会にも報告させていただけたらなと、かように思うところでございます。とにかく面積が広う

ございまして、私も23年ぐらいから農業委員をさせてもらって3期目に入らせていただいているんですが、ここの現状については把握をしておりますので、その点についてはおわびを申し上げます。それで……。

1 4 番  
会 長

いいですか。

はい、どうぞ。

1 4 番

現状を皆さんが見て、どうのこうのというよりも前に、会長、それは和泉市の環境が違反物件として指定しているんですよ。それで、今、事務局のほうもそれは理解していただいたと思っているんですけども、まだその上に何か考える余地があるんですかね。私は何も考える余地はないものやと思っていますけれども。

会 長

ただ、今期、こうやって御一緒させていただいて、農業委員会と一緒に務めていただいているわけでございますけれども、やはり今お話も聞かせていただいて、私もこれで3期目に入っているのに現状を把握できなかったという未熟なところもございしますので、その他の委員さんにあっては、もう既に御承知のことかと思っておりますけれども、やはり現地を見ていただいて、これやったら、こうせないかなというような率直ないろんな御意見をいただけたらなど。特別委員会の中には友田委員さんにもお入りをいただいて現地で説明もしていただけたら、よくわかるのかなと、かように思うところでございますけれども、どうぞ。

1 4 番

私言っておるのは、そういうのじゃなしに、13.7ヘクタール全部が違反なんですよ。その上の田んぼ、畑がそのうち6.何ぼか、6ヘクタールですか、入っているだけの話なんです。そやから、全てが違反なんです。違反の中に農地があるということなんです。それを見て、どうする、こうすると、そんなこと考える余地もないのと違うかなと思うんですよ。それを見たところで、これは違反物件ではないなんて言われへんですよ。これを違反物件から外しますか、そんな意見も言えませんか。これは違反やと指定されたものなんです。それは今の農業委員会の皆さん方もよく御存じ、事務局の方々も皆御存じのはずなんです。やっぱりここで、環境の担当者呼んできて、説明してもらおうほうがよほどましやないでしょうか。私はそう思いますけれどもね。

事 務 局

ちょっとよろしいでしょうか。すみません。

本日、私ども事務局のほうも現地を確認させていただいて、中には果樹を栽培されている方、梅を栽培される方、何件かございます。

1 4 番

そんな話にならへんわ。それは違反物件の上でやっているさかい、それはそれでいけば、それやったら、そういうものは違反物件から外すかとなるで。あんた、それで違反物件から外せるのか。そんな関係ないやろ。でたらめな話ししたらあかんで。それやったら、もとへ戻して、普通のものにしてから物を植えたらよろしい。それやったら、違反物件と違うんや。違反物件の上へ木を植えた、それは違反物件から外します、そんな話になるんやったら、楽なものやで。皆外せるがな。やれるか。やってみいや。そんなもの、できるはずあるかいな。

1 番

1番、西辻ですけども、これは例えば農業委員会で何も罰則というか、どないも

できない問題と違うんですか。地主から何か大阪府にでも……。

1 4 番 違う違う。そうじゃなしに、違反か違反でないかと言うて農業委員会で決めるものや。ただそれだけですわ。

事務局 それだけです。

1 番 違反と農業委員会が認めれば、そこからどう進むのか。

4 番 農業委員会で認めていない。

1 番 認めていない。

会長 うん、正式な報告は今まで出たことないよ。

4 番 環境に持っていったんや。

1 番 ああ、そう。

会長 いや、それはないでしょう。

事務局 現状はうちで……。

会長 出てくるんやけれども……。

事務局 現状ですわ。

1 番 農地造成であれば、申請やって、その……。

事務局 その手もあります。

4 番 それを特別委員会で……。

1 番 難しいんか。委員会で認めるのは難しいの。

事務局 いえ、そんなことないです。

会長 皆さん現状をやっぱり、私は見て、これやったら、違反やなという、私は見せてもらうまでわからなかったんです。いつの間にそういうふうなことになったのか。

今、友田委員さんのほうから、意見をいただいているところでございますけれども、ほかの委員さんにおかれましてはいかがでございますか。

3 番 特別委員会で見ていただいて、こういうのを農業委員会で認めるかというのを決めていただいたらええのと違う。と思いますけれどもね、僕は。

会長 ただいま、特別委員会のほうで、言ってもらっているとおり、今、全然わからんものと言うんやなしに、やっぱり見てきてというような御意見をいただいたかなと、かように思うんですけれども。それで、見たかて、そんなもの一緒やないかい、事実、違反になっているやないかいということを友田委員さんは強く言ってくれて、しっかりせんかいと、こう言ってくれているんやと思いますけれども。どうぞ。

1 4 番 違反のものを、違反と指定されているんですよ。違反と指定されているものを、農業委員会、どないするんですか。違反じゃないと、よう言いますか。それを考えて、これは違反じゃないよと、そんなこと言えますか。絶対言えないですよ、そんなもの。

1 番 違反、まだ言うていない。答えを出していない、農業委員会。

事務局 そう、委員会としては出ていないです。

会長 委員会の中へは報告してもらっていないでしょう、今までから。改めて出してもろたことについて委員の皆さんがどう判断するかということでもとめさせていただかな

いかんかなと、かように思っています。当然、答えは一緒になっていくと思うんですけれども。

1 4 番 会長、ややこしいことを言ってもろたら困るんやけれども、皆さんの意見を考えて、それは言わないかんのは、確かにそれはそういうのもあるかもわからんけれども、違反というものを違反と違うとか、そんなこと考え……、私、何回も言っているでしょう。違反と決まっているんですよ。決まったものはどうしようもできないんですよ。農業委員会はそれは違反じゃないよと言ったら、どうなるんですか。農業委員会、やり玉に上がるだけなんでしょう。何を勝手なことを言っているんやということになるので、始末できますかとなりますけれども、絶対できないんです。そんなことできることない。

そやから、小ちやいことを違反やと言って、皆さん、事務局も含めて、やいやい言うでしょう、これは違反や、どないもできへんやないかと言って。そやけど、こんな大きなやつを、大きなやつやから、どないもできへんという考えなのか。そやなしに、和泉市の環境が違反やと言って出しているものなんですよ、13.7ヘクタール。その中の一部なんです。そんなもの、考える余地もなし、違反なんです。わかっていただけませんか。事務局に聞くけれども、こんなん、どないか対処できるのか。やれるものやったら、やってみいや。

会 長 今、意見をいただいたところでございますが、違反ということがわかった以上、それに対する対応については、それを認めて、前向きしかしようがないと、こういうふうになるかと思いますが、それでよろしゅうございますか。どうぞ。

6 番 こういう土地造成の法律それ自身が、どこの農業委員会でも、許可というのか、それを出すけれども、違反したときに、どんな日本の法律、どこにもないのと違いますか。

そういうのを先つくらな、何ぼ地権者にしろ、町会にしろ、市にしろ、指導しろ、指導しろと言っていったところで、とめようがない。それをとめるような、国からでも何か出たら動ける。

1 番 一旦、書類を受け取ったら……。

6 番 そういうことばかりやから、府に言っても、市に言っても、基準さえ通ったら許可せなしようがないというような状態と違いますか、書類さえ正式にちゃんと出ていたら。

1 番 農業委員会で違反を認めても、どうやって進んでいくか、全然、後、一緒違うのか。

6 番 うん、そういうあれが何もないと違うかな。

4 番 罰則かけな。

6 番 うん、罰則かけな。措置命令のところでは100万円の罰則とか、そんな軽いものしかない。

1 4 番 すみません。そうしたら、会長、その6ヘクタール余りについては、違反物件と認めていただけるんですね。

会 長	はい、そうですね。
1 4 番	そうしたら、私、今、その中で、今回の活動計画の中で「2. 2 h a」と書いてあるね。これにその分を足してください。それはお願いしておきます。それで了解していただけるんやったら、それで、私、一応、きょうのところは、この分は終わります。
会 長	事務局、それでよろしゅうございますか。
事 務 局	はい。
会 長	それなら、手続きを踏まえて、そのようにさせていただきます。 ほかに御意見ございませんか。 (意見等なし) いろんな貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。 これで本日の総会を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。

	閉会時間15時25分
	上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。
	会 長
	委 員
	委 員